

元町公園の保全及び旧元町小学校の有効活用検討会議の運営について(案)

1 会議の公開について

(1) 会議の傍聴

会議は、委員の自由闊達な意見により運営する必要があることから、傍聴を認めない。

(2) 会議資料の取扱い

会議の資料は、原則として公開する。

(3) 会議録の取扱い

会議の記録は、発言者名を表記した全文記録を事務局が調製し、委員全員の確認を経た後に公開する。ただし、個人情報など非公開情報についてはこれを公開しない。

(4) 公開の方法

会議資料及び会議録は、行政情報センター(シビックセンター2階)及びホームページにより公開する。

2 その他

上記に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。